

## 島根県立自然公園事業取扱要領

### 目次

- 第1節 総論（第1－第5）
- 第2節 執行の協議又は認可（第6－第10）
- 第3節 内容の変更の協議又は認可（第11－第15）
- 第4節 認可の条件（第16）
- 第5節 改善命令（第17）
- 第6節 承継の協議又は承認（第18－第24）
- 第7節 休廃止の届出（第25－第26）
- 第8節 失効、取消し等（第27－第28）
- 第9節 原状回復命令等（第29－第31）
- 第10節 報告徴収及び立入検査（第32）
- 第11節 国及び県の機関の執行する公園事業（第33）
- 第12節 違反行為（第34－第35）
- 第13節 書類の交付（第36）

別添1 公園事業に係る認可申請等に関する特殊な事例について  
（第2節第6関係）

別添2 公園施設の規模及び構造に係る記載事項（第2節第7関係）

別添3 公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて  
（第2節第9関係）

別添4 公園事業の執行認可における財務諸表等の審査指針  
（第2節第10関係）

別表 条例第7条第10項の規定に基づく条件の例（第4節第16関係）

### 第1節 総論

#### （通則）

#### 第1

島根県立自然公園条例（昭和36年3月22日島根県条例第11号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づく島根県立自然公園に関する公園事業（以下「公園事業」という。）の執行に関しては、条例、島根県立自然公園条例施行規則（昭和36年4月28日島根県規則第20号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

## (公園事業について)

### 第2

公園事業は、条例第2条第3号において「公園計画に基づいて執行する事業であって、県立自然公園の保護又は利用のための施設で規則で定めるものに関するもの」とされ、その具体的な公園事業に係る施設（以下「公園事業施設」という。）の種類は規則第1条各号に掲げられており、その具体的な定義は「国立公園に係る公園計画の作成等について」（令和4年4月1日付け環自国発第2204015号自然環境局長通知）の別紙1「国立公園の公園計画作成要領」別表に準ずるものとする。

公園事業については条例第6条の3の規定により、公園計画に基づき知事が決定し、県等によって執行（当該公園事業施設の設置や管理運営を指す。以下同じ。）されることとなる。そのため、公園事業の執行に関しては公園計画及び決定された公園事業の決定の内容との整合について常に留意する必要がある。

## (公園事業に関する申請内容等に対する指導)

### 第3

公園事業の執行に関し相談を受けたときは、公園事業の執行の内容及び協議書・申請書（以下「申請書等」という。）又は届出書の内容が、条例、規則及び本要領に照らし適切なものとなるよう指導するものとする。なお、指導においては、島根県行政手続条例（平成7年7月11日島根県条例第24号。以下「行政手続条例」という。）第30条から第34条までの規定に留意するものとする。

## (公園事業に関する申請書等の審査等)

### 第4

1. 知事は、申請者若しくは協議者（以下「申請者等」という。）又は届出者から公園事業の執行に関する申請書等又は届出書が提出されたときは、当該申請書等又は届出書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には相当の期間を定め、申請者等又は届出者に補正を求めることとする。
2. 知事は、申請書等が提出された日（申請書等の不備又は不足について補正を求めた場合にあっては、当該補正がなされた日）から起算して原則として1か月以内に、本要領に定める審査事項について審査し、処理又は処分するものとする。

なお、相当の期間を経過しても申請書等の補正がなされないときは、行政手続条例第7条の規定によって、申請によって求められた認可、承認（以下「認可等」という。）を拒否する処分又は協議への異議を行うものとする。

## (拒否の処分又は協議の内容への異議に当たっての理由の提示)

### 第5

1. 市町村以外の者が行う認可等の申請を拒否する処分を行う場合には、行政手続条例第8条の

規定により、処分の内容を通知する書面（以下「指令書」という。）にその理由を記載するものとする。

2. 市町村が行う協議の内容への異議がある場合には、行政手続条例第8条の規定に準じ、回答を通知する書面（以下「回答書」という。）にその理由を記載するものとする。

## 第2節 執行の協議又は認可

### （執行の協議又は認可の申請書等の様式）

#### 第6

条例第7条第4項の申請書等は、様式第1によるものとする。

また、公園事業に係る申請等に関する事務処理のうち、特殊な事例については別添1「公園事業に係る認可申請等に関する特殊な事例について（第2節第6関係）」によること。

### （執行の協議又は認可の申請書等の記載事項）

#### 第7

第6の申請書等の記載事項のうち、「公園施設の規模」及び「公園施設の構造」については別添2「公園施設の規模及び構造に係る記載事項（第2節第7関係）」に定める記載事項によるものとし、「公園施設の管理又は経営の方法」については次の事項を記載するものとする。ただし、運輸施設にあっては、(2)、(4)及び(6)を記載することを要しない。

- (1) 直営又は委託の別
- (2) 委託する場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 通年供用又は季節供用の別
- (4) 季節供用の場合にあっては、供用期間
- (5) 料金徴収の有無
- (6) 料金を徴収する場合にあっては、その標準的な額

### （執行の協議又は認可の申請書等の添付書類）

#### 第8

1. 規則第3条第3項第7号の「その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類」は、以下に掲げる書類とする。

- (1) 法人にあっては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（設立後3年を経過していない法人にあっては、設立後の各事業年度に係るもの）
- (2) 個人にあっては、残高証明書及び直前3年の各事業年度における確定申告書
- (3) 公益法人にあっては、貸借対照表及び正味財産増減計算書（設立後3年を経過していない法人にあっては、設立後の各事業年度に係るもの。正味財産増減計算書については、(1)の損益計算書のうち、純資産を正味財産合計、当期純利益は当期一般正味財産増減額と当期

指定正味財産増減額の合計に読み替えて取り扱う。)

- (4) 設立後3年以内等の理由により、直前3年の貸借対照表及び損益計算書の提出が困難であると認められる場合であって、他法人との資本関係等を有する申請者にあつては、当該他法人の決算書、申請者と当該決算書の企業との資本関係等を明らかにした資料、残高証明書又は融資証明書その他の当該申請者が当該公園事業施設を適切に管理又は経営できることを証する書類
- (5) 申請等の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書
- (6) 申請等の日の属する事業年度及び翌事業年度における収支予算書（総額及び内訳を記載したもの）

2. 規則第3条第3項第9号の「その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類」には、工事の施行によって発生する廃材又は残土の処理の方法を説明した書類を含むものとする。

#### （執行の協議又は認可の申請書等の審査事項）

##### 第9

第6の申請書等については、次の各号に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 条例第6条第1項の規定に基づく県立自然公園に関する公園計画（以下「公園計画」という。）、条例第6条の3第1項の規定に基づく公園事業の決定及び別添3「公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」（第2節第9関係）との整合性
- (2) 公園施設の位置、規模及び構造の適切性
- (3) 公園施設の管理又は経営の方法の適切性
- (4) 公園事業の執行が、風致、景観又は風景に及ぼす支障の有無
- (5) 公園事業が適正に執行されるために必要な申請者の資産、経理的基礎及び能力の有無
- (6) 公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否
- (7) その他第10の審査基準への適合の判断に必要な事項

#### （執行の協議又は認可の審査基準）

##### 第10

1. 条例第7条第2項に基づく協議又は同条第3項に基づく認可は、申請等の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。

- (1) 公園計画及び公園事業の決定事項に適合すること。
- (2) 公園事業を執行するに当たって当該公園事業に含め得る付帯施設（規則第1条各号に掲げる施設であつて、当該公園事業施設に付帯し、かつ機能的に密接な関係にある他の施設をいう。以下「付帯施設」という。）がある場合には、当該付帯施設が別添3「公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」（第2節第9関係）の規定に適合すること。
- (3) 公園施設の位置、規模及び構造が、執行内容に対して適正であり、利用施設にあつては安全性及び利用上の快適性が確保されていること。

- (4) 公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。
  - (5) 申請者が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。
  - (6) 利用施設事業については、特定の者が優先的に使用するものでないこと。
  - (7) 公園事業の執行が県立自然公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。
  - (8) 公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を公園事業の用に供するための権原を有していること。
  - (9) 公園事業の執行が、他の法令の規定により許可、その他の処分を要するものであるときは、その許可等を得られる見込みがあること。
  - (10) 申請等の事項について客観的な挙証資料が示されていること。
2. 1 (5)に定める事項の具体的な審査の指標及び基準については別添4「公園事業の執行認可における財務諸表等の審査指針」(第2節第10 関係)によるものとするものとする。
3. 1の定めは、行政手続条例第5条第1項に規定する審査基準及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第250条の2第1項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、行政手続条例第5条第3項及び地方自治法第250条の2第1項の規定により、島根県及び市町村において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

### 第3節 内容の変更の協議又は認可

#### (内容の変更の協議又は認可の申請書等の様式)

##### 第11

規則第5条第1項の申請書等は、様式第2によるものとする。

#### (内容の変更の協議又は認可の申請書等の審査事項)

##### 第12

第11の申請書等については、第9各号に掲げる事項について審査するものとする。

#### (内容の変更の協議又は認可の基準)

##### 第13

1. 条例第7条第6項に基づく協議又は認可は、第10の1に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。
2. 1の定めは、行政手続条例第5条第1項に規定する審査基準及び地方自治法第250条の2第1項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、行政手続条例第5条第3項及び地方自治法第250条の2第1項の規定により、島根県及び市町村において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

#### (変更の協議又は認可を要しない軽微な変更の届出書の様式)

## 第 14

規則第 6 条の届出書は、様式第 3 によるものとする。

(内容の変更の協議、認可又は届出を要しない事項)

## 第 15

次に掲げる行為については、公園事業の内容の変更には該当せず、条例第 7 条第 6 項の変更の協議、認可又は条例第 7 条第 9 項の届出を要しない。

1. 建築物内部の構造の変更であって、軽易と認められるもの（宿舎又は野営場に関する公園事業であって、最大宿泊者数に変更が生じるものを除く。）
2. 規則第 20 条各号に掲げる行為に該当するもの

## 第 4 節 認可の条件

(公園事業の認可の条件)

## 第 16

1. 条例第 7 条第 10 項の規定に基づく条件は、申請者がこれに違反した場合に、条例第 7 条の 5 第 3 項第 2 号の規定に基づく認可の取消し又は条例第 34 条第 2 号に定められた罰則が適用され得ることから、具体的かつ分かりやすい表現を用い、原則として別表に掲げる例文によるものとする。

ただし、自然環境保全の観点並びに安全性又は快適性の確保等利用の観点から施設の管理等に関して付する条件については、別表に掲げる例文にかかわらず、必要に応じて適切なものを付することができるものとする。

2. 条例第 7 条第 2 項の規定に基づく協議に際しては、別表に掲げる例文によって留意事項を付することができるものとする。ただし、公園事業の執行において必要不可欠な事項については、留意事項の付加によらず、協議内容の変更を求めることとし、当該変更が行われない場合にあっては、当該協議の内容への異議がある旨の回答をするものとする。
3. 公園施設の利用者数を報告する旨の条件が付された場合における当該報告の様式は、様式第 4 によるものとする。

## 第 5 節 改善命令

(改善命令)

## 第 17

1. 条例第 7 条の 2 の規定に基づく公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行に関する改善命令は、公園事業の適正な執行の確保の観点から、公園事業の執行内容が不相当と認められるときに行うものとする。
2. 公園施設の改善等を命ずる場合には、行政手続条例第 27 条から第 29 条までの規定により、

弁明の機会を付与するものとし、処分に当たっては、行政手続条例第14条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。

## 第6節 承継の協議又は承認

### (承継の協議又は承認申請書等の様式)

#### 第18

1. 規則第7条第1項の申請書等は、様式第5によるものとする。
2. 規則第7条第3項の申請書等は、様式第6によるものとする。
3. 規則第7条第5項の申請書は、様式第7によるものとする。

### (譲渡による承継の承認申請書の審査事項)

#### 第19

第18の1の申請書については、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 承継の必要性
- (2) 承継により生じる県立自然公園の保護又は利用上の支障の有無
- (3) 公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否
- (4) その他第20の審査基準への適合の判断に必要な事項

審査事項(3)について、譲受人が当該財産の所有権等を有していない場合であっても、例えば、当該財産の所有権等の移転に係る契約書において、承継の承認を条件として当該財産の所有権等が移転することとなっている等、承認時より当該財産の所有権等の移転がされることが明らかとなっている場合には、当該事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を使用できることとして取り扱って差し支えない。

### (譲渡による承継の承認の審査基準)

#### 第20

1. 条例第7条の3第1項の規定に基づく承認は、申請の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。
  - (1) 利用施設事業については、特定の者が優先的に使用するものでないこと。
  - (2) 譲渡承継後に安全性及び利用上の快適性を確保するため適切に管理又は経営がなされるものであること。
  - (3) 前号のほか、譲渡承継後の公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。
  - (4) 譲受人が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。
  - (5) 譲受人が、公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を公園事業の用に供するための権原を有していること。
  - (6) 他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、譲受人が、その許可

等を得られる見込みがあること。

(7) 申請の事項について客観的な挙証資料が示されていること。

2. 1 (4) に定める事項の具体的な審査の指標及び基準については別添4「公園事業の執行認可における財務諸表等の審査指針」(第2節第10 関係) によるものとするものとする。

3. 1 の定めは、行政手続条例第5条第1項に規定する審査基準として取り扱うこととし、同条第3項の規定により、島根県及び市町村において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

#### (合併又は分割による承継の協議又は承認申請書等の審査事項)

#### 第21

第18の2の申請書等については、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 承継の範囲及びその方法
- (2) 承継により生じる公園の保護又は利用上の支障の有無
- (3) 公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否
- (4) その他第22の審査基準への適合の判断に必要な事項

#### (合併又は分割による承継の協議又は承認の審査基準)

#### 第22

1. 条例第7条の3第2項の規定に基づく協議又は承認は、申請等の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。

- (1) 条例第7条第2項の協議をした者又は同条第3項の認可を受けた者(以下「公園事業者」という。)である法人の合併又は分割により、申請者等に公園事業の全部が承継されていること。
- (2) 申請者等が、当該申請等にかかる公園事業を適正に執行するために必要な能力を有していること。
- (3) 申請者等が、公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を公園事業の用に供するための権原を有していること。
- (4) 申請等の事項について客観的な挙証資料が示されていること。

2. 1 の定めは、行政手続条例第5条第1項に規定する審査基準及び地方自治法第250条の2第1項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、行政手続条例第5条第3項及び地方自治法第250条の2第1項の規定により、島根県及び市町村において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

#### (相続による承継の承認申請書の審査事項)

#### 第23

第18の3の申請書については、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 承継の範囲及びその方法

- (2) 公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否
- (3) その他第 24 審査基準への適合の判断に必要な事項

#### (相続による承継の承認の審査基準)

### 第 24

1. 条例第 7 条の 3 第 3 項の規定に基づく承認は、申請の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。
  - (1) 公園事業者である被相続人の死亡により、申請者に公園事業の全部が承継されていること。
  - (2) 相続人が 2 人以上ある場合にあつては、申請にかかる公園事業者の地位を申請者が承継することについて、その全員が同意していること。
  - (3) 申請者が、公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を公園事業の用に供するための権原を有していること。
  - (4) 申請事項について客観的な挙証資料が示されていること。
2. 1 の定めは、行政手続条例第 5 条第 1 項に規定する審査基準として取り扱うこととし、同条第 3 項の規定により、島根県及び市町村において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

## 第 7 節 休廃止の届出

#### (休廃止の届出書の様式)

### 第 25

規則第 8 条の届出書は、様式第 8 によるものとする。

#### (廃止に際する原状回復等の必要性の確認)

### 第 26

知事は、市町村以外の者から第 25 の届出があつた場合には第 29 の 1 各号への適合を調査し、条例第 7 条の 6 第 1 項の規定に基づく原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）の必要性について確認するものとする。

## 第 8 節 失効、取消し等

#### (執行の認可の失効の届出書の様式)

### 第 27

規則第 9 条の届出書は、様式第 9 による。

#### (公園事業の認可の取消しの手続)

## 第 28

条例第 7 条の 5 第 3 項の規定に基づき公園事業の執行の認可を取り消す場合には、行政手続条例第 15 条から第 26 条までの規定により聴聞を行うとともに、処分に当たっては、行政手続条例第 14 条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。

## 第 9 節 原状回復命令等

### (原状回復命令等に当たっての手続)

## 第 29

1. 条例第 7 条の 6 第 1 項の規定に基づく原状回復等を執るべき旨の命令は、次に掲げる要件に適合する場合に行うものとする。
  - (1) 当該公園施設が公園事業の執行によって生じた施設であること。
  - (2) 当該公園施設に関する公園事業の執行の認可を受けていた者以外の者が、新たに条例第 7 条第 2 項の協議又は同条第 3 項の認可を受けて、公園事業の用に供するものではないこと。
  - (3) 当該公園施設が規則第 19 条の 2 各項に定める行為の許可の基準に合致しないこと。
  - (4) 当該公園施設に対して原状回復等の措置が執られないことが、当該公園施設が風致、景観又は風景の維持に著しい支障を与えるものであること。
2. 条例第 7 条の 6 第 1 項の規定に基づき原状回復等を命じる場合には、行政手続条例第 27 条から第 29 条までの規定により弁明の機会を付与するとともに、処分に当たっては、行政手続条例第 14 条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。
3. 条例第 7 条の 6 第 1 項の規定に基づく原状回復等の命令については、特に行政上の争訟に至る可能性が高い行政処分であることから、予め法制的検討を十分に行うものとする。
4. 条例第 7 条の 6 第 1 項の規定に基づき原状回復等を命じるに当たっては、関係行政庁との連絡調整に努めるものとする。

### (行政代執行に当たっての手続)

## 第 30

1. 条例第 7 条の 6 第 1 項の規定に基づき原状回復等を命ぜられた者がこれを履行しない場合であって、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 2 条の規定に基づき、その者の負担において、当該原状回復等を行い、その費用をその者から徴収する（以下「行政代執行」という。）こととする。
2. 行政代執行に当たっては、同法第 3 条に基づく戒告を行うこととし、当該戒告は、原則として原状回復等に着手する日から起算して少なくとも 1 月前まで行うこととする。ただし、公益上、緊急に原状回復等に着手する必要がある場合には、この限りではない。

(簡易代執行に当たっての手続)

第 31

1. 第 29 の 1 (1) から (4) に該当する場合であって、過失がなく、原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、条例第 7 条の 6 第 2 項の規定に基づき、原状回復等を行う（以下「簡易代執行」という。）こととする。
2. 条例第 7 条の 6 第 2 項に基づく公告は、原則として原状回復等に着手する日から起算して少なくとも 1 月前まで行うこととする。ただし、公益上、緊急に原状回復等に着手する必要がある場合には、この限りではない。
3. 知事は、条例第 7 条の 6 第 2 項の規定に基づく原状回復等を管下の職員又は委任した者（以下「作業員」という。）に行わせる必要があると認めるときは、当該職員又は作業員に対し、原状回復等の実施を指示する指示書又は委任書を交付するものとする。
4. 当該職員又は作業員は、立入検査に際して、同条第 3 項に定める身分を示す証明書とともに 3 の指示書又は委任書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第 10 節 報告徴収及び立入検査

(職員による報告徴収及び立入検査)

第 32

1. 知事は、条例第 7 条の 12 第 1 項の規定に基づく立入検査を管下の職員に行わせる必要があると認めるときは、当該職員に対し、立入検査の実施を指示する指示書を交付するものとする。
2. 当該職員は、立入検査に際して、同条第 3 項に定める身分を示す証明書とともに 1 の指示書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第 11 節 県の機関の執行する公園事業

(県の機関の執行する公園事業の取扱い)

第 33

自然環境課以外の県の機関が執行する公園事業については、条例第 7 条第 2 項に規定する市町村の執行する公園事業について条例、規則及び本要領が定めるところに準じて取り扱うものとする。なお、自然環境課以外の県の機関が執行する公園事業については、「届出」を「通知」と読み替えて準用する。

第 12 節 違反行為

(違反行為の防止方法)

第 34

知事は、次に掲げる方法により公園事業の執行に関する条例の違反行為（以下「違反行為」という。）の防止に努めるものとする。

- (1) 公園事業者に対し、法令の規定等を機会あるごとに周知すること。
- (2) 巡視を励行すること。
- (3) 申請者等に対し、当該申請等に係る処分を受ける以前に公園事業の執行に係る行為に着手しないよう指導すること。
- (4) 条例第7条第10項の規定に基づき付された条件及び本要領第16の2に基づく留意事項を確実に履行するよう指導すること。

#### （違反行為に対する措置）

### 第35

知事は、違反行為を発見したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。なお、違反処理に当たっては、行政指導等の記録に努めることとし、処分は文書により行うものとする。

- (1) 当該違反行為の中止を勧告するとともに、当該違反行為の内容、状況等必要事項を調査の上速やかに処分すること。
- (2) 違反行為を行った者から提出させる当該報告の様式は、様式第10によるものとする。
- (3) 違反行為の態様が悪質である等、特に必要があると認める場合、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条及び第241条の規定により告発の手続をとること。なお、告発に当たっては、あらかじめ司法当局と調整を行うこと。
- (4) 当該違反行為が同時に他の法令にも違反している可能性がある場合は、速やかに該当法令を所管する関係行政庁に連絡すること。

## 第13節 書類の交付

#### （不認可等に係る指令書等の交付の取扱い）

### 第36

次に掲げる処分に係る回答書又は指令書の交付に当たっては、処分の内容を名あて人に確実に伝達するとともに、処分のあったことを知った日を明確にするため、当該回答書又は指令書を名あて人に対し、捺印のある受領書を受ける、又は配達証明書扱いで郵送することにより交付するものとする。

- (1) 条例第7条第2項の規定に基づく執行の協議への異議
- (2) 条例第7条第3項の規定に基づく執行の不認可
- (3) 条例第7条第6項の規定に基づく公園施設等の変更の協議への異議又は不認可
- (4) 条例第7条の2の規定に基づく公園施設等の改善の命令
- (5) 条例第7条の3第1項から第3項の規定に基づく承継の協議への異議又は不承認
- (6) 条例第7条の5第3項の規定に基づく執行認可の取消し
- (7) 条例第7条の6の規定に基づく原状回復等の命令

附 則

この取扱要領は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この取扱要領は、令和 4 年 12 月 23 日から実施する。

附 則

この取扱要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。